

2024年1月11日

東海大学

令和6年能登半島地震による罹災世帯の学生に対する学費等の減免について
(受験・入学予定者へのご案内)

この度の令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる災害救助法が、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に適用されました。被災されたすべての皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と安心が一日も早く確保されますよう、心よりお祈り申し上げます。

東海大学では、ご家族が「災害救助法適用地域」に居住され被災された方、学費納付者が「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災（死亡・行方不明・重症）を受けた結果、経済的に修学が困難な状況と認められた方に対し、被災状況等により学費納付金を減免する支援制度等を設けております。

つきましては、減免申請を希望される方は、入学後に所定の手続きお取りくださいますようご案内申し上げます。

記

1. 支援内容

2024年度学費等納付金から、被害状況により、1年間あるいは半年間分を免除いたします。

また、「高等教育の修学支援新制度」採用者については、修学支援新制度で授業料減免となった学費等納付金額を本制度の減免対象額といたします。

①大学院全研究科、全学部（医学部医学科を除く）：授業料

②医学部医学科：教育充実費

※入学手続の際には、いったん納付金（学費・諸会費）の納入が必要となります。入学後、審査の結果、減免制度の適用となった方には、後日、減免額を返金いたします。

2. 対象となる方

次のいずれかに該当する方

- 1) 原則として、受験・入学予定の家族が「災害救助法適用地域」に在住し、被災された方
- 2) 原則として、受験・入学予定の学費納付者が、「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災（死亡・行方不明・重症）を受けた方

3. 対象となる被害内容

次のいずれかに該当する場合

- 1) 家屋全壊・全焼、半壊・半焼、流失・浸水
- 2) 学費等納付者の死亡・行方不明または重傷による入院等
- 3) 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- 4) 学費等納付者の会社が倒産または失職等に伴い家計状況が著しく悪化した場合
- 5) 家屋等破壊により生活に困窮を来している場合

4. 申請方法

- 1) 提出書類：東海大学被災者学費等納付金減免申請書〔本学所定用紙〕
 - 2) 必要書類：罹災証明書、所得証明書・給与明細・離職票・退職証明書等の収入に関する書類、写真等被害状況の判るもの
 - 3) 申請期間：2024年4月1日（月）～7月12日（金）
 - 4) 申請先：各キャンパスの担当部署
- ※「東海大学被災者学費等納付金減免申請書」の入手方法は、入学後に各キャンパスの担当部署にご相談ください。

5. 適用について

減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災状況によっては減免の適用を受けられない場合があります。なお、審査結果については、文書にてお知らせいたします。

以 上

<お問い合わせ先>
東海大学入試担当
0463-63-4660